

(2) 建設業

建設業法に基づき、建設業の許可や経営事項審査等の事務、建設業者の指導・監督、建設工事の紛争解決等を行っています。

建設業の許可

500万円以上の工事（建設一式工事の場合は1,500万円以上の工事又は150㎡以上の木造住宅工事）を請負うために必要な建設業の許可を行っています。

経営事項審査

公共工事の入札参加資格の評価基準となる建設業者の経営事項審査を行っています。

入札参加資格審査

県発注の建設工事や建設関連業務の入札参加資格の審査を行っています。

建設業者の指導・監督

建設業者が建設業法やその他の法律に違反する行為を行った場合は、調査の上、指導・監督を行います。

長崎県建設工事紛争審査会

県知事許可業者等が関わる建設工事請負契約の紛争解決機関として設けられています。

問合せ先 長崎県土木部監理課

(3) 事業の円滑な推進をはかる

道路や河川の整備、交通安全対策、砂防施設の整備等の公共事業を計画どおり実施するためには、用地の確保が事業成否のカギを握るといわれています。公共事業の施行に伴う関係者の要求も複雑多様化し、特に代替地の要求が多く、様々な問題への対応が必要となっています。

用地の取得

土地を譲っていただいたり、建物等の物件の移転をお願いする場合には、何よりも関係者の理解と協力が必要となります。県では説明会や調査の実施等、納得していただける手順を進めます。

1 事業説明会

2 用地測量

3 用地説明会

4 建物等の調査・算定

5 契約のための協議

6 契約の締結

7 土地登記・建物等の移転・土地の引渡し

8 補償金の支払い

用地関係連絡調整会議で用地取得の促進

各地方機関毎に設置する「用地関係連絡調整会議」を月1回以上開催し、事業課・用地課の連携の下、事業計画工程表に基づき計画的かつ円滑な用地取得を促進します。

直轄国道の事業推進について

国直轄事業の用地取得の円滑化のため、代替地のあっ旋・提供を行う等側面的に支援しています。

土地収用

公共用地の取得については、話し合いによる合意を原則にしていますが、

1 土地の境界について争いがあるとき

2 土地建物等の所有権・その他所有権以外の権利等について争いがあるとき

3 補償金の額で折り合いがつかないとき

等のため協議できない場合、また、充分協議した上でも合意が得られない場合は、土地収用法に基づき、事業の認定を受けたうえで、収用委員会における審理を経て解決する場合があります。

土地収用法とは

公共公益事業の円滑な実施と国土の適正かつ合理的な利用をはかるため、公共の利益の増進と私有財産の保護との調整を立法目的とするものです。

問合せ先 長崎県土木部用地課

(4) 土木行政の適正な推進

公共工事品確法や公共工事適正化法の趣旨を広く周知するとともに、県発注工事の品質確保と受注業者の施工体制の適正化を図ります。また、公共投資の効率性・透明性を高めるとともに、幅広く情報を提供し、県民の理解を得るために努力していきます。

公共工事の品質確保

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）

- 1 公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務を明確にする
- 2 『価格のみの競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換を図る
- 3 発注者をサポートする仕組みを明確にする

長崎県の取り組み

●価格と品質で総合的に優れた調達

1 総合評価落札方式の試行

平成16年度から総合評価落札方式の試行を行っています。平成22年度は「特別簡易型」87件「簡易型」27件「標準型」2件合計116件を実施しました。

2 低入札工事への対策

落札率の低い工事に対して、以下の対策を行っています。

①入札時点の対策

WTO対象工事は原則として総合評価落札方式で発注し、落札者を決定する前に厳格な「履行能力確認調査」を実施します。

②契約後の対策

請負者の技術者を増員配置させ、施工中は監督職員などによる重点監督を実施し、必要に応じて元請け業者への指導を行います。

●市町の取り組みへの支援

国と連携し、県内市町の総合評価落札方式や工事成績評定の試行への支援を行っています。

土木部の広聴広報活動

土木行政について、地域の方々により理解してもらうため、広報活動を重点課題に位置付け、開かれた県政を目指しております。

1. あり方懇談会

土木行政のあり方について、県内各地で参加者との積極的な意見交換、認識共有を行っています。

2. 地域住民との協働（簡易PI）

多様なニーズに的確に反映する事を目的として、行政と市民とが構想・計画・実施のあらゆる段階において、簡単なコミュニケーションを行うなど、できるだけ県民の意見をとりいれています。

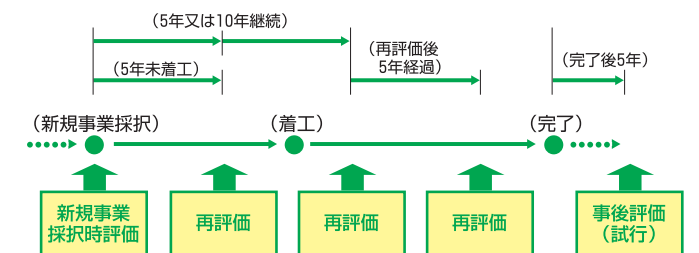
3. 現場見学会

機会ある毎に情報発信し、事業の目的や必要性、効果、進捗状況を理解して貰います。

公共事業評価

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価、再評価、事後評価を実施しています。また、客観性、透明性を確保するため学識経験者等から構成される公共事業評価監視委員会を設置し、再評価と事後評価の実施手続きの監視と対応方針（原案）に対する審議を行い、不適切な点または改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を受けることにしています。

【公共事業評価の流れ】

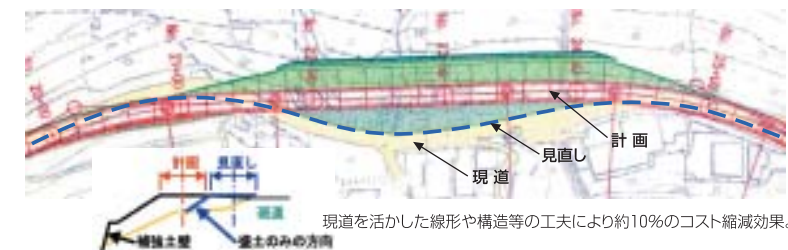


※補助事業は5年、交付金は10年

長崎県公共事業コスト構造改善プログラム

「より良く安く」社会資本を整備するため、「計画段階」から「維持管理」の各段階においてコスト削減に取り組み、平成26年度に総合コスト削減率10%を達成することを目指します。

【コスト削減の例】 ■設計の見直し



問合せ先 長崎県土木部建設企画課